

## 9月定例市議会で可決等された主な議案

9月4日(金)～29日(火)に開かれた9月定例市議会で可決等された25議案の中から主な議案の概要をお知らせします。

### 主な条例・一般議案

#### 佐世保市特定個人情報の保護等に関する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報の取り扱い等を定めるもの

☎総務課 ☎24-1111

#### 地方独立行政法人佐世保市立総合病院及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例の一部改正の件、地方独立行政法人佐世保市立総合病院定款の一部変更の件

来年4月に地方独立行政法人となる佐世保市立総合病院の名称を「佐世保市総合医療センター」に変更するもの

☎医療政策課 ☎24-1111

### 補正予算

ふるさと納税において寄付金額9億円の増額を行うとともに、返礼品など必要経費を計上するほか、6月から8月にか

けての豪雨による災害復旧費など、増額補正を行いました。

#### ●補正予算の主な内容

- ①重点プロジェクト(成長戦略)  
ふるさと納税制度推進事業費など2件  
5億4473万円
- ②災害復旧(土木施設、農業用施設復旧工事)  
1億3850万円
- ③その他(過疎対策事業費など9件) 5億2736万円
- ④特別会計  
平成26年度歳計剰余金の精算に伴う基金造成など(介護保険事業) 1億7653万円

#### ●補正予算の内訳

会計	補正額	補正後の予算額
一般	12億1059万円	1142億5956万円
特別	1億7653万円	817億4801万円

☎財政課 ☎24-1111

## 水道局職員採用試験

**試験日** 12月13日(日)

**試験会場** 水道局本庁舎

**受付期間** 11月30日(月)まで(必着)

**募集職種** 水道及び下水道技術職

**業務内容** 水道及び下水道施設の計画設計業務、修繕工事、施工管理などの維持管理業務(夜間勤務、交代制勤務有り)

**採用予定** 若干名

### 受験資格

- ①昭和60年4月2日～平成10年4月1日までに生まれ、中型または普通自動車免許(AT限定を除く)所持者または採用までに取得予定の人
- ②高等学校以上の土木専門課程を卒業した人か卒業見込みの人

### 試験案内、申込書の配布場所

水道局1階・営業課、3階・総務課、北部管理事務所(吉井支所内)、宇久営業所(宇久行政センター内)  
※市ホームページからもダウンロードできます。

☎水道局総務課 ☎24-1151

## 子育て世帯臨時特例給付金の受け付けは12月1日まで

子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は12月1日(火)です。支給資格があっても、申請がない場合は支給されません。申請が済んでいない人は早めに手続きしてください。

### 対象者

平成27年5月31日時点で本市に住民票があり、平成27年6月分の児童手当の受給者・要件を満たしている人  
※対象者と思われる人には6月頃、申請書や申請書を兼ねた現況届を郵送しています(公務員は職場で配布)。  
※特例給付受給者は対象外です。

**給付額** 対象児童1人につき3,000円(1回だけ)

**申請方法** 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して窓口へ来所または返信用封筒で申し込み  
※公務員は下記受付場所に郵送してください。

**受付場所** 〒857-0042 高砂町5番1号

**(郵送先)** すこやかプラザ8階・臨時福祉給付金事務局

**申請期間** 12月1日(火)までの平日9時～16時

※郵送の場合は12月1日(火)消印有効。

※詳しくはお尋ねください。

☎臨時福祉給付金事務局 ☎25-9711

## 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

### 「通知カード」が届いたら、便利な「個人番号カード」の申請を

来年1月から、社会保障や税関係などさまざまな行政手続きで「個人番号」が必要になります。希望者に交付する「個人番号カード」は公的な身分証明書にもなり、本人確認がスムーズになるだけでなく、今後はコンビニでの証明書交付等にも利用できるようになります。この機会に個人番号カードを取得しましょう。

#### 「通知カード」を郵送します

11月末までに、簡易書留で「通知カード」「個人番号カード交付申請書」「返信用封筒」「説明書」を郵送します。次のいずれかの方法で申請してください。個人番号カードは初回だけ無料で取得することができます。



郵送する通知カード(例)

#### ①窓口で申請する

本人が市役所または支所の窓口で「通知カード」「個人番号交付申請書」「顔写真」「身分証明書」「住民基本台帳カード(持っている人だけ)」を持参する  
⇒受け付け完了後、来年1月以降に「個人番号カード」を本人限定受取郵便で直接自宅に送付します

#### ②郵送・スマートフォンで申請する

同封の返信用封筒で「顔写真」「交付申請書」を送付する。またはスマートフォンや自宅のパソコンから必要書類を添付して申請する

⇒来年1月以降、自宅に「交付通知書(ハガキ)」を郵送します。「通知カード」「交付通知書」「身分証明書」「住民基本台帳カード(持っている人だけ)」を指定窓口に持参してください。指定窓口は住所が支所管内であれば支所、本庁管内は市役所です

※被災やDVなどの理由による避難者で、住所と居所が違う場合や、入院・施設入所などで代理申請する場合など、詳しい手続きについては戸籍住民課(☎24-1111)にお尋ねを。

#### 民間事業所でのマイナンバーの取り扱い

来年1月から、民間事業所でも源泉徴収票や支払調書などにマイナンバーを記載する必要があります。従業員のマイナンバーは特定個人情報保護委員会が策定したガイドラインに従い、適切に取り扱ってください。また、法人にも13桁の法人番号が国税庁から通知されます。  
※詳しくは特定個人情報保護委員会、国税庁のHPをご覧ください。  
マイナンバーコールセンター(☎0570-20-0178)にお尋ねください。

☎総合窓口・番号制度準備室 ☎24-1111

## 善行功労者表彰候補者を募集します

本市では市民の模範となる「善行功労者」の候補者の推薦(他薦だけ。自薦を除く)を募集しています。審査の結果、該当した人は来年4月の市政功労者表彰式で表彰します。皆さんからの推薦をお待ちしています。

### 対象

市民の模範となるボランティア活動などに10年以上従事した人。役職や年齢は問いません(過去の受賞例) 地域や文化財の清掃美化活動、高齢者向け等の配食・会食活動など  
※活動の内容や規模、困難性、貢献度などを考慮します。  
※役職としての活動、一定の謝礼金を受け取る活動、社会奉仕に当たらないと判断される活動は除きます。

※同様の功績により、すでに市政功労者表彰を受けた人や団体は対象となりません。

### 推薦方法

推薦書に必要事項を記入し、郵送(〒857-8585、住所不要)、ファクス(25-2184)、Eメール(hishok@city.sasebo.lg.jp)のいずれかで秘書課へ  
※募集要領と推薦書は市役所1階・玄関案内、中央保健福祉センター1階・玄関案内、各支所、宇久行政センターで配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

**締め切り** 12月11日(金)必着

☎秘書課 ☎24-1111

## 地方独立行政法人 来年4月から「佐世保市総合医療センター」に

来年4月1日から、佐世保市立総合病院が地方独立行政法人として病院名を改め、新たにスタートしますので、その概要や仕組みなどについてお知らせします。

### 地方独立行政法人への移行に当たって

佐世保市立総合病院 院長 澄川 耕二

今日の我が国の医療は歴史上類を見ない変革期を迎えています。その背景には2025年問題と呼ばれる人口減少・超高齢社会の到来があります。このままでは医療と国家財政の破たんを招くため、地域医療の抜本的な変更が必要になっています。

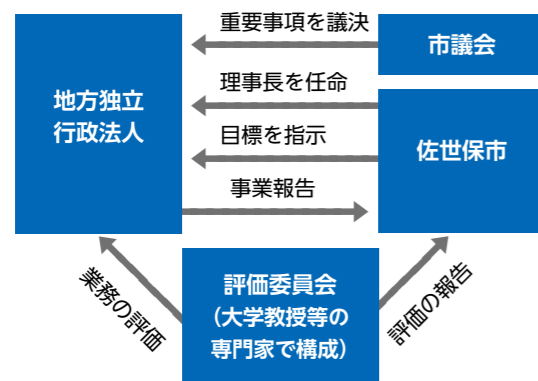


時代とともに変化する医療環境に柔軟に対応し、自治体病院としての使命を果たし続けるために、当院は平成28年4月1日をもって経営形態を地方独立行政法人に移行します。これに伴い、名称を「佐世保市総合医療センター」と改め、皆さまの一層の信頼を集める病院として新たなスタートを切ります。

法人の運営には「公共性」「透明性」「自主性」の3原則を必須とします。「公共性」の確保についてはこれまでと変わりなく、民間では実施の難しい高次救急医療や感染症医療などの政策医療をはじめ、市民の皆さまの生命と健康を守るために必要とされる医療を総合的に提供していきます。「透明性」の確保については、これまで以上に情報公開を進め、事業計画や財務諸表を公表するとともに、市民を代表する評価委員会に事業評価を委ねます。「自主性」は地方公共団体の法の制約から外れ、法人が市から独立した組織として理事長権限に基づいて経営を行います。人事・設備予算を独自に意思決定することで、病院経営における迅速性、柔軟性、効率性が確保されます。

当院は地域の基幹病院として高度な医療を総合的に提供することを使命としています。使命を果たすに当たっては、このたびの法人化を契機に、モットーとする3つの満足「患者さんの満足」「地域の満足」「職員の満足」をなお一層追及していきます。

法人移行後の病院運営イメージ



### Q 地方独立行政法人とは何ですか？

**A** 市が設立する法人です。市民の皆さんが安心して日々の生活を送るため、離島の医療や救命救急、小児周産期、結核医療など確実に行わなければならない医療があります。これらの医療は採算の有無にかかわらず、必ず実施しなければならない大切な医療であり、一般的には政策医療と言われています。この政策医療は、民間に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがあるため、自治体が法人を設立し（議会の議決を経て設置する）、この法人が自治体に代わって担います。このような法人を「地方独立行政法人」と言います。全国には、県や市により設立された地方独立行政法人の病院が82箇所あります。

### Q なぜ地方独立行政法人に移行するのですか？

**A** 市民のニーズに対応した医療サービスの提供を柔軟かつ迅速に行える運営体制にするためです。総合病院は、現在、地方公営企業法という法律の適用を受ける市の病院として運営していますが、このことによる運営上の大きな問題を抱えています。

（具体的例）

- 診療で必要となった医療機器などの物品の購入が迅速に行えない⇒予算は議会の議決が必要
- 必要に応じた人員確保が難しい⇒職員数は条例で決められているため臨機応変な人員確保が困難
- 事務職員は市からの定期的な人事異動のため、病院事務の専門性の向上が困難 など

これらの問題を解消し、市民のニーズに対応した医療サービスの提供を柔軟かつ迅速に行える運営体制にするために、地方独立行政法人に移行するものです。

### Q 地方独立行政法人に移行すると何がかわるの？

**A** 総合病院は、市から独立した組織に変わります。市と別人格を有する法人となり、職員は公務員から法人職員へ変わります。

※法人に移行しても、市立病院としての役割は変わりません。引き続き地域の基幹病院として市民が必要とする政策医療や高度専門医療を提供します。

問 市立総合病院総務課 ☎24-1515

## 離職して就職活動を行う人に家賃を支給します

住居確保給付金支給事業により、離職者で就労能力と就労意欲がある人のうち、住宅を喪失したか、喪失する恐れのある人に家賃を支給しています。

### 支給限度額（月額）

【単身世帯】3万2千円【2人世帯】3万8千円

【3～5人世帯】4万2千円 ※6人以上の世帯はお尋ねを。

**支給期間** 原則として3カ月間（一定の条件により3カ月間の延長、再延長ができません）

**支給対象** 次の全てに該当する人

- ① 離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した人または喪失の恐れがある人
- ② 申請時に離職して2年以内の65歳未満の人
- ③ 離職前に主たる生計維持者であった人（離婚などで申請時に主たる生計維持者となっている人も含む）
- ④ 申請日の属する月の申請者と同一世帯に属する人の収入の合計額が、次の金額以下であること  
【単身世帯】11万3千円【2人世帯】16万1千円【3人世帯】19万9千円【4人世帯】23万6千円【5人世帯】27万4千円

※6人以上の世帯はお尋ねください。

⑤ 申請日に申請者と申請者と同一世帯に属する人の預貯金・現金の合計額が、次の金額以下であること

【単身世帯】48万6千円【2人世帯】73万8千円

【3人世帯】94万2千円【4人世帯以上】100万円

⑥ ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行うこと

⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）、地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者と申請者と同一の世帯に属する人が受けていないこと

⑧ 申請者や申請者と同一世帯に属する人のいずれもが暴力団員ではないこと

### 相談窓口（自立相談支援機関）

佐世保市社会福祉協議会（八幡町6-1）

☎23-0265（平日 8時30分～17時15分）

☎ 佐世保市社会福祉協議会 ☎23-0265

## 市税は納期限内に納めましょう

市税はさまざまな行政サービスを行うための費用を、皆さんの所得や資産に応じて公平に負担していただいているものです。納期限までに納付しないこと（滞納）は、納期限内に納付している多くの納税者の皆さんとの公平性を欠くだけでなく、行政サービスに必要な財源が確保できず、サービスの低下にもつながります。そのため、市では法律に基づき、納税資力のある滞納者に対して「滞納処分（差し押さえ）」を実施しています。今後も、税負担の公平性確保と行政サービス充実のため、滞納整理に取り組んでいきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 市税の滞納処分状況など

	24年度	25年度	26年度
預貯金・給与等	2,537件	2,528件	2,094件
不動産	166件	184件	121件
その他	4件	6件	2件
合計	2,707件	2,718件	2,217件

### 市税の滞納額と徴収率の状況

	24年度	25年度	26年度
滞納額	20.43億円	17.38億円	14.41億円
徴収率	93.33%	94.30%	95.27%

### 滞納を放置した場合、どうなりますか

納期限までに納付がない場合、納期限の翌日から延滞金が加算されます。また、納期限後20日以内に督促状（手数料80円を加算）を送付します。そのまま滞納を放置すると、財産の差し押さえ（預貯金、給与、生命保険、不動産など）を行い、滞納している市税に充てる手続きを進めることとなります。

### 早めに相談を

災害や病気などの事情で一時的に市税を納期限内に納めることが難しい人は、納税課にご相談ください。督促状や催告書を無視しても何の解決にもなりません。そのまま放置せずに、ご相談ください。

☎ 納税課 ☎24-1111